

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当分の翌日を除く)

◇告 示

林道災害復旧事業及び林道災害関連事業補助金交付要綱の廃止

土地改良区の定款の変更の認可

基本測量の実施

公共測量の実施

◇選管告示

鳥取県の議会の委員等の選挙権を有する者の総数の五分の一の数等

政党、協会その他の団体の収支に関する報告書の要旨

◇公 告

二級技能検定の実施

告 示

鳥取県告示第六百八十八号

林道災害復旧事業及び林道災害関連事業補助金交付要綱（昭和三十七年十二月鳥取県告示第六百六十六号）は、昭和四十三年十月十八日限り廃止する。

昭和四十三年十月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、湯山土地改良区の定款の変更を昭和四十三年十月三日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十三年十月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百九十号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十三年十月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 作業種類 基本測量（四等三角測量）

二 作業期間 昭和四十三年十月十八日から昭和四十三年十一月二十四日まで

三 作業地域 西伯郡淀江町、日吉津村、大山町、米子市

鳥取県告示第六百九十一号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定に基づき、広島郵政局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同

法第十四条第三項の規定により告示する。

昭和四十三年十月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 作業種類 通信地図修正測量

二 作業期間 昭和四十三年十一月一日から

昭和四十三年十一月十三日まで

三 作業地域

倉吉市勤、横田、尾原、国分寺、大谷、上神、寺谷、和田、福守、北面、福光、北野、生田、黒見、小鴨、上古川、石塚、蔵内、東鴨、大宮、岩倉、広瀬、耳、鴨河内、福山、菅ヶ原、富海、米田、不入岡、国府、別所、津原、谷、穴沢、下大江、穴窪、中江、井手畑、下古川、古川沢、小田、新田、清谷、福庭、伊木、八屋、上余戸、下余戸、大原、栗尾、海田、山根及び上井

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十号

昭和四十三年九月二十日現在における鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は次のとおりであるので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第四項並びに第七十五条第四項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する同法第七十四条第四項の規定により告示す

る。

昭和四十三年十月十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

鳥取県において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

鳥取市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

米子市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

倉吉市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

境港市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

岩美郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

八頭郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

気高郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

東伯郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

西伯郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

日野郡選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

鳥取県選挙管理委員会告示第五十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条の規定による政党、協会その他の団体の寄附及びその他の収入並びに支出に関する事項を記載した報告書を受理したので、同法第二十条の規定により次のとおり公表する。

昭和四十三年十月十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

政党、協会その他の団体の収支に関する報告書要旨

- 1 種類 政治資金規正法第17条の規定による報告書
- 2 期 昭和43年7月1日から昭和43年8月3日まで
- 3 報告書の要旨

政党、協会その他の団体名	寄附及び収入又は寄附の総額 円	一件千円以上の寄附		一件五百円以上の寄附		支出の総額		一件千円以上の支出		一件五百円以上の支出		報告書受理年月日
		件数	総額 円	件数	総額 円	件数	総額 円	件数	総額 円	件数	総額 円	
鳥取県退職公務員政治連盟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43.8.5

- 4 主たる寄附者及び支出
 - (1) 寄附者 なし
 - (2) 支出 なし

鳥取県選挙管理委員会告示第五十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条及びこれを準用する同法第十八条の規定による政党、協会その他の団体及びその支部の収支に関する報告書の要旨を、同法第二十条の規定により次のとおり公表する。

昭和四十三年十月十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤

章

政党、協会その他の団体の収支に関する報告書要旨

- 1 種類 政治資金規正法第12条及びこれを準用する同法第18条の規定による報告書
- 2 期 昭和43年1月1日から昭和43年6月30日まで

3 報告書の要旨

政党、協会その他の団体名	寄附及び収入又は寄附の総額 円	一件千円以上の寄附		一件五百円以上の寄附		支出の総額 円	一件千円以上の支出		一件五百円以上の支出		報告書受理年月日
		件数	総額 円	件数	総額 円		件数	総額 円	件数	総額 円	
公明党鳥取県支部連合会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43.9.14
自由民主党鳥取県支部連合会	7,360,291	19	6,904,291	11	456,000	7,361,484	293	7,322,550	0	0	43.10.1
鳥取県東部徳安後援会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43.10.1
日本社会党鳥取県本部	1,934,237	0	0	0	0	1,779,993	83	1,749,636	0	0	43.9.7
民有林振興協会鳥取県支部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43.9.14

4 主たる寄附者及び支出

(一) 寄附者

政党、協会その他の団体名	寄附の総額	件数	寄附者の氏名又は団体名	職業	住所又は主たる事務所の所在地
自由民主党鳥取県支部連合会	6,904,291円	19件	自由民主党		東京都千代田区
	156,000円	6件	県会自民党		鳥取県鳥取市
	300,000円	5件	徳安実蔵	会社社長	東京都千代田区

(二) 支出

政党、協会その他の団体名	支出の総額	件数	支出の目的
1 自由民主党鳥取県支部連合会	345,500円	10件	職員給
	155,440円	22件	雑給
	134,880円	16件	旅費
	162,300円	7件	電話料
	60,000円	6件	借家料
	162,600円	7件	備品費

	16,000円	9件	広告料
	250,903円	53件	通信運搬費
	443,396円	13件	印刷費
	37,870円	11件	消耗品費
	328,004円	33件	雑費
	186,735円	14件	役員会費
	232,844円	11件	会議費
	2,161,028円	15件	組織部会費
	1,057,055円	10件	教育宣伝費
	204,816円	3件	選挙対策費
	918,956円	9件	国会報告演説会費
	182,141円	15件	青年部会費
	146,290円	21件	婦人部会費
	120,000円	6件	西部事務所費
	9,792円	1件	銀行利息
	6,000円	1件	負担金
2 日本社会党鳥取県本部	522,000円	6件	給与
	29,765円	6件	社会保険費
	1,800円	1件	福利厚生費
	3,661円	3件	執行委員会費
	4,450円	2件	諸会議費
	126,020円	10件	定期大会費
	7,000円	2件	中央招集会議費
	8,384円	2件	各部活動費

14,000円	2件	共 斗 費
126,800円	6件	党役員行動費
250,000円	2件	総支部育成費
13,000円	1件	社青同育成費
5,000円	3件	宣 伝 費
1,300円	1件	印 刷 費
27,985円	9件	消 耗 品 費
99,071円	21件	通 信 費
5,100円	2件	水道光熱費
1,300円	1件	負 担 金
3,000円	2件	外 費
500,000円	1件	寄 附 金

公 告

職業訓練法（昭和33年法律第133号）第25条の規定に基づき、昭和43年度の配管工、時計修理工、畳工、家具工及び建具工に係る2級の技能検定を次のとおり実施する。

昭和43年10月18日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 1 実施する試験
学科試験

2 実施期日及び実施場所

職 種	実 施 期 日	実 施 場 所
配管工、時計修理工、畳工、家具工、建具工	昭和44年3月16日	鳥取市及び米子市

3 受検申請の手續

- (1) 提出書類
 - イ 2級技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）
 - ロ 学科試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取市東町1丁目 鳥取県商工労働部職業安定課

(3) 受付期間

昭和43年11月4日(月)から昭和43年11月15日(金)まで(郵送による場合は、受付期間内の消印のあるものに限る。)

(4) 受検申請に関する注意

イ 申請書の用紙及び受検案内書は、鳥取県商工労働部職業安定課で交付する。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「2級技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、返信用封筒(おて先を記入し、15円切手をはったもの)を同封すること。

ロ 申請書又はその(1)のロに規定する書面を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「2級技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

4 受検手数料及びその納付方法等

(1) 学科試験の手数料 500円

(2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を申請書にはつて納付すること。この場合、消印をしないこと。

なお、学科試験の全部の免除を受けようとする場合は、手数料の納付を要しない。

(3) その他

受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかつた場合でも、手数料は、返還しない。

5 合格者の発表等

(1) 学科試験の合格通知

学科試験の合格者に対しては、昭和44年5月中旬に書面で通知する。

(2) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の氏名を昭和44年5月中旬に鳥取県公報で公告するほか、合格者に合格証明書を交付する。

6 その他

2級の技能検定について不明な点は、鳥取県商工労働部職業安定課に問い合わせること。